

議題

福井県地域防災計画（本編、震災対策編、原子力災害対策編）の改定について

①国の防災基本計画等の主な修正事項の反映

本編、震災対策編、原子力災害対策編

| 修正項目 | 県地域防災計画改定の概要 | 対象頁 |
|----------------|---|--|
| 避難勧告・避難指示の一本化 | ○本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず被災する例が多数発生しているため、 <u>避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告段階から避難指示を行う。</u> | 本編 P117 震災対策編 P16 原子力災害対策編 P37 他 |
| 個別避難計画作成の努力義務化 | ○ <u>個別避難計画作成の努力義務化</u> の追記 ・市町の防災担当部局と福祉担当部局が連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して <u>個別避難計画を整備するよう努める。</u> ・要支援者の状況変化やハザードマップの見直しの反映等、 <u>個別避難計画の適切な管理に努める。</u> | 本編 P58 |
| 避難所の受入体制の充実 | ○ <u>避難所の受入体制の充実</u> に伴う追記 ・市町は、 <u>女性や子供等に対する性犯罪防止のため、トイレ等を安心して使用できる場所に設置する等、安全に配慮するよう努める。</u> ・県および市町は、避難所運営に女性の参画を推進するとともに、 <u>男女双方および性的少数者の視点に配慮するものとする。</u> ・市町は、 <u>福井県防災ネットを活用し、避難者等の情報を収集・伝達するものとする。</u> | 本編 P120 ～121 本編 P121 |

| 修正項目 | 県地域防災計画改定の概要 | 対象頁 |
|----------|---|--|
| その他の修正事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の福祉支援体制の整備のため、<u>災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備</u>に努める。 ○県内の医療機関では対応しきれない事態の時は、<u>必要に応じてドクターヘリ等の航空機を活用し、患者を県外へ搬送</u>するものとする。 ○事業者は、豪雨時などで<u>屋外移動が危険な状況な場合、テレワークの実施など従業員等の不要不急の外出を控える</u>よう努める。 ○避難所にいる外国人被災者のニーズを整理し<u>行政とのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成</u>を図る。 ○<u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ</u>、その機能強化に努める。 | <p>本編 P58</p> <p>本編 P137</p> <p>本編 P15</p> <p>本編 P60</p> <p>本編 P40</p> |

②原子力規制委員会告示（冷却告示）の反映

原子力災害対策編

| 修正項目 | 県地域防災計画改定の概要 | 対象頁 |
|---------------------------|--|--------------------------|
| 「大飯1、2号」に係る原子力災害対策重点区域の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○「大飯1、2号」に係る原子力災害対策重点区域の変更に伴う見直し [PAZ] 5km ⇒ なし [UPZ] 30km ⇒ 5km 「大飯1、2号」は、原子力規制委員会の廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が令和2年12月16日に告示 | <p>原子力災害対策編 P3～4</p> |